

一般廃棄物処理業許可証

第31-15号許可

住所 中川郡本別町上本別10番地3
有限会社 北海陸運
氏名 代表取締役 小川 哲也 様

令和2年2月18日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集、運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根、枝条、草木、流木、ボサ、事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地 有限会社 北海陸運
許可期間		令和2年3月28日から 令和4年3月27日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可の条件	収集した廃棄物の搬入場所	中川郡本別町上本別10番地3 小川建設工業株式会社
	その他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

令和2年2月20日

新得町長 浜田 正 利

